

# 久留米市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、浸水被害の軽減に対する市民意識の向上及び啓発を図るとともに、市民と協働した安全・安心なまちづくりに資することを目的として、市内で雨水流出抑制施設を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象施設)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる雨水流出抑制施設は、雨水貯留タンク、雨水浸透枳であって、次の各号の全てに該当するものとする。

### (1) 雨水貯留タンク

- ア 雨水を貯留するために作られ、一般に市販されているもの。
- イ 雨樋に接続し、蓋付きで容量が100リットル以上のもの。

### (2) 雨水浸透枳

- ア 雨樋等から流入した雨水を地下に浸透させる機能を有し、一般に市販されているもの。
- イ 製品の周辺を含め浸透機能を効果的に発揮できる構造であるもの。

## (補助対象地区)

第3条 補助対象区域は市内全域とする。ただし、雨水浸透枳については、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を除くものとする。

## (補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、補助対象地区内に雨水流出抑制施設を設置する土地の所有者、建物の所有者又は賃借人（国、地方公共団体、特殊法人又はこれらに準ずる団体を除く。）であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 設置した補助対象施設を長期的に維持管理ができる者。
- (2) 雨水貯留タンクを設置する者にあつては、建物所有者または当該建物所有者の承諾が得られる者。
- (3) 雨水浸透枳を設置する者にあつては、土地及び建物所有者または当該土地及び建物所有者の承諾が得られる者。
- (4) 建物等を借りている者にあつては、補助対象施設の設置について当該建物等及びその土地の所有者の承諾が得られる者。
- (5) この要綱により、既に同一の建物において、同一の補助対象施設を設置して補助金の交付を受けたことがない者。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の補助額において千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付及び認定審査の申込手続)

第6条 申請者は、施工前に補助金申込書（第1号様式）及び次の各号に掲げる書類を企業管理者に提出し、あらかじめ協議をしなければならない。

- (1) 雨水流出抑制施設配置図（設置箇所位置図）
- (2) 雨水流出抑制施設構造図（施設カタログ、写真等）
- (3) 見積書の写し（雨水貯留タンクのみ）
- (4) 設置箇所の施工前の写真（第2号様式）
- (5) 誓約書兼役員名簿（第3号様式）（法人のみ）
- (6) 補助金認定通知書（認定通知を受けた物件を取得された方）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、企業管理者が必要と認める書類

(交付及び認定審査の決定通知)

第7条 企業管理者は、前条に規定する申込書の提出があつたときは、当該申込書の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金（交付・認定審査）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

ただし、前条第6号の書類が提出されたときは、第11条にて通知

するものとする。

- 2 企業管理者は前項を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(申請事項の変更申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)及び認定審査決定を受けた者(以下「認定審査決定者」という。)が、申請内容を変更しようとするとき、また申請の取下げをするときは、補助金変更承認申請書(第5号様式)を、企業管理者に提出して承認を受けなければならない。

(申請事項の変更承認)

第9条 企業管理者は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金変更承認通知書(第6号様式)により通知するものとする。

- 2 企業管理者は前項を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(実績報告書の提出)

第10条 交付決定者及び認定審査決定者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第7号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し(雨水貯留タンクのみ)
- (2) 施工中の写真(第8号様式)(雨水浸透枳のみ)
- (3) 設置完了後の写真(第9号様式)

(補助金及び認定の確定)

第11条 企業管理者は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合及び第6条第6号の書類が提出された場合は、その内容を審査し、適合すると認めたときは、補助金(確定・認定)通知書(第10号様式)により、速やかに通知する。

- 2 前項の補助金認定通知を受けた者は、認定を受けた施設を第三者へ

譲渡する場合は、当該認定通知書も譲渡するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の補助金確定通知を受けた者は、請求書(第11号様式)を市に提出し、補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第13条 企業管理者は、交付決定者又は補助金の確定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類の記載内容に偽りがあったとき。
- (2) 不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(所有者または使用者の責務)

第14条 補助対象施設の所有者又は使用者は、当該補助対象施設の機能を常に良好な状態で保持するため、適切な維持管理をしなければならない。

(補助金交付の有効期間)

第15条 補助金交付の有効期間は、補助金確定通知書(第10号様式)の通知日から当該年度内とする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月23日から施行する。

別表（第4条関係）

補助基準

| 施設                                    | 補助対象経費  | 補助額   |
|---------------------------------------|---|---|
| 雨水貯留タンク<br>（但し、容量は<br>100ℓ以上と<br>する。） | 雨水貯留タンクの<br>購入価格（タンク本<br>体価格と、タンク本<br>体と雨樋を接続す<br>るために必要なパ<br>イプ等の費用並び<br>に消費税及び地方<br>消費税を含み、配送<br>費用を除く。）と設<br>置費用の合計額 | 1. 対象経費の2分の1に相<br>当する額<br>2. 上限額<br>100ℓ以上400ℓ未満<br>30,000円<br>400ℓ以上<br>150,000円 |
| 雨水浸透枡<br>（浸透機能を有<br>する製品）             | 雨水浸透枡の設置<br>費用（材料価格と設<br>置費用の合計額と<br>し、消費税を含む。）   | 1. 雨水浸透枡1基あたり<br>10,000円<br>2. 上限額<br>40,000円                                     |